

日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部会報

No.
20

■発行／編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

■発行場所 〒108-0023 東京都港区芝浦2-2-15-301 キョウエイハイツ田町3階

電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505 E-mail:jashcont@basil.ocn.ne.jp <http://www.jashcon-tokyo.com>

2014/5/15



「顧客層の変化と活動拡充」

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長代行・副支部長 山口 忠 重

・第12次災害防止計画

第12次労働災害防止計画が始動して1年経過しました。ご高承の通り、重点施策として、労働災害・業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化等6つの施策が挙げられています。施策実施に際しては、行政の減量、効率化が求められ、行政はこれまで以上に業界団体や弊コンサルタント会等と連携するとしています。

・第三次産業分野への進出

この一年間、厚労省からの委託事業が増加し、特に第三次産業で多くの経験をさせていただきました。小売業では12事業場、社会福祉関連では20施設、業種横断的に受動喫煙防止対策研修など、多くの企業を診断・指導いたしました。また、陸上貨物輸送など物流関係のお客様が増加しました。「労働安全コンサルタントとはなんですか。知りませんので説明してください。」の会話が始まる事が多く、従来とは異なる顧客層とのお付き合いが始まり、貴重な体験をしました。お客様からは、熱心にやってもらい、役に立ったとの感想をいただきました。腰痛対策講習会を都内で開催しましたら、社会福祉施設の介護士、施設長等219人の方々に参加いただき、会場の関係で3回に分ける盛況でした。

労働災害件数が東京で60%を超える第三次産業分野は今後とも注力すべき分野です。委託事業を待つばかりではなく、能動的に働きかけて顧客層を拡大する取組が求められます。

・第二次産業分野での変化

一方、従来からお付き合いの多い第二次産業分野の建設業・製造業ではまだ重篤災害の発生が多く、重点課題の一つです。中小事業場に加えて、大手企業との交流が増加しました。従来、大手企業は自主的に労働災害防止活動を展開してこられましたが、団塊の世代の退職、デフレ下での陣容削減等で、技術伝承不足を感じて、リスクマネジメントの観点から、経営トップが専門家への相談を指示されてHPで弊コンサルタント会東京支部の存在を知り、訪ねてこられます。最近は大手建設業、製造業、製造業を子会社群に持つ商社、陸上貨物輸送業等と交流し、評価され、リピート受託する事例が増加しています。

・労働安全・衛生コンサルタントの知名度

お客様は支部のHPを見てコンタクトされる例が増加していますが、まだ弊コンサルタント会の知名度は高くありません。インターネットのQ&Aで、見つけた例を紹介します。「安全管理士と労働安全コンサルタントの違いを教えてください？」ベストアンサーは「安全管理士は安全に関する全般を管理する事、安全管理士の方が責任ある部類に属しますので、安全診断を指導してもらうのは安全管理士の方が適任です。」これが一つの現実です。PRが必要です。敢えて説明しますと、労働安全・衛生コンサルタントは、国家試験では、産業安全・衛生一般および関係法令に加えて、建築・土木・機械・化学・電気、衛生工学・保健衛生の専門分野ごとに一次試験、合格者に二次試験が課せられるもので、行政または企業内の安全衛生関連部門で長年経験されたOB、産業医、歯科医師、保健師等から構成される専門家集団です。関係者が協力してグループワークとして対応すれば、大きな力を発揮します。大手企業から信頼を獲得しつつある理由の一つでもあります。

・顧客層の変化に呼应し、活動を拡充する

顧客層の変化と広がりについて見てきました。弊コンサルタント会の存在意義は今後、拡大していく方向にある事が御理解いただけたと思いますが、受身で待つのではなく、能動的に活動する事が変化と拡充につながる鍵です。顧客層の変化に呼应し、活動の拡充を目指して、支部員が友愛の精神で協力し合い、汗と知恵を出し合いましょう。



「第12次労働災害防止計画 2nd Stage推進に向けて」



東京労働局労働基準部

安全課長 丸 山 太 一

4月1日付けで大分労働局労働基準部監督課より転任となり、東京労働局労働基準部安全課に着任いたしました丸山です。前任者同様よろしくお願いいたします。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部の皆様には、日頃より、コンサルティングをはじめ、研修会等積極的な労働災害防止活動の取組にご尽力賜っておりますことを、まづもって御礼申し上げます。

さて、東京労働局管内の労働災害については、死亡災害、休業4日以上之死傷災害ともに、3年連続増加しておりましたが、平成25年は久々に減少に転じる見込みとなりました。特に、死亡災害は大幅な減少の見込みとなりました。この評価は難しいのですが、景気の回復、工事量が増える中、第12次東京労働局労働災害防止計画（以下「第12次防計画」という。）の推進について、「Safe Work TOKYO」を旗印に行政のみならず、積極的に取り組んでいただいた関係団体・事業者皆様方のご努力が一定の功を奏したものと考えております。とは言え、第12次防計画が2年度目（2nd Stage）を迎えるにあたり、基本目標（死亡災害は過去最少の53人を下回る、休業4日以上之死傷災害は8,000人を下回る）の達成のためには、より一層の推進が求められます。

東京労働局の本年度の行政運営方針における労働災害防止対策では、重点とする業種別対策として、特に第三次産業、陸上貨物運送事業、建設業を挙げております。

第三次産業は、全災害の60%を占めていることから、昨年度同様、特に小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業を重点的に指導することとしています。

陸上貨物運送事業については、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を求めるとともに、労働者自身の不安全行動による災害も多いことから、一人KYの実施等の指導を行います。

建設業については、今後、公共工事や建築物老朽化に伴う高層建築物の解体工事等も大幅に増加することが見込まれ、また、2020年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた工事、東日本大震災関連工事と相まって、人手不足が懸念される状況にあります。これに対応するためには、現場力の弱体化防止のための各種指導、各段階に応じた安全衛生教育の徹底等を進め、また、新規に現場に入場する労働者に対して現場における安全衛生の基本について確実に教育・育成が行われるよう必要な資料、情報等を発信してまいります。

これら重点業種に限らず、安全衛生管理体制の確立と安全衛生活動の活性化のため、経営トップに対して、自らが率先して安全衛生管理活動に取り組むよう働きかけを行うとともに、特に中小規模事業場等に対しては、リスクアセスメント等の取組が遅れている事業場も多いことから、着実に実施されるよう指導します。

私としては、全ての事業者、労働者が、常に作業前にまずそれが安全かどうか、意識するようになれば、と思っております。最近第12次防計画のキャッチフレーズ「Safe Work TOKYO」を掲示している現場も増えてきました。「Safe Work TOKYO」は、その意識付けの一助となるものであり、これを更に広げていきたいと考えています。

これら労働災害防止に係る施策を進めるにおいては、関係団体がそれぞれの強みを生かして、連携して取り組んでいただくことが必要であると考えており、貴会東京支部並びに会員の皆様におかれましても引き続き、その専門的知見を生かし、事業場における労働災害防止活動の推進にご尽力いただきますようお願い申し上げます。



「第12次防計画の2nd Stageにおける 労働衛生対策の推進について」



東京労働局労働基準部

健康課長 渡 邊 富 雄

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、労働者の安全と健康確保のため、日頃よりご協力をいただきお礼申し上げます。さて東京労働局では、平成25年度より第12次東京労働局労働災害防止計画（以下、「第12次防計画」という。）をスタートさせ、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに、官民一体で災害防止に取り組んでいるところです。

第12次防計画における労働衛生対策については、健康確保・職業性疾病対策（メンタルヘルス、過重労働、化学物質、アスベスト、産業保健活動の活発化、健康づくり、腰痛、熱中症、受動喫煙防止等への対策）に取り組むこととしており、小目標としては、「メンタルヘルスへの取組（安全衛生管理体制の構築が必要なすべての事業場で取組む）」、「熱中症による死傷災害（第11次の計画期間中の累計値と比較して）20%減」を掲げています。平成26年度は、2年度目（2nd Stage）となります。一層のご協力をいただきますようお願いします。

さて、働く人たちの健康をめぐる状況をみると、東京労働局管内の定期健康診断の結果報告では、「何らかの所見を有する」労働者は、平成15年の45.9%から平成24年では51.3%に上がっています。

腰痛、じん肺、一酸化炭素中毒、熱中症等の業務上疾病による休業4日以上死傷者数は、平成13年673人、平成18年817人、平成22年941人と次第に増加し、平成24年は1,049人となっています。その内「災害性腰痛」が約6割を占めており、「職場における腰痛予防対策指針（平成25年度改定）」に基づき腰痛対策を積極的に進めていくことが必要です。

平成25年の東京都における労働者1人当たりの年間総実労働時間は、1,802時間（所定内1,637時間、所定外165時間）であり、前年に比べ27時間減少しています。また、パートタイム労働者を除いた一般労働者の年間総実労働時間は、1,961時間（所定内1,770時間、所定外191時間）と前年に比べて25時間減少しています。しかし、リーマンショック以降、一般労働者の年間総実労働時間数は増減を繰り返しながら、全体としては、増加傾向を示しています。また、平成24年度の脳・心臓疾患（過労死等）の請求件数は128件で、前年度に比べ24件減となっています。しかし認定件数は67件で、前年度に比べ30件増となっています。

長時間労働による健康障害防止のために、「過重労働による健康障害防止対策」の徹底を図っていくことが重要です。特に過重労働が行われているおそれのある事業場には、窓口指導、監督指導等により、労働時間管理、健康管理等の徹底を図っていくこととしています。また医師による面接指導等の実施の徹底を図っていきませんが、小規模事業場に対しては、東京産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）の活用を勧奨していきます。

メンタルヘルス対策では、我が国の自殺者数は、平成10年に3万人を超え、平成23年まで連続14年3万人を超える状況にありましたが、平成24年に27,858人と3万人を下回り、平成25年は27,283人となっています。東京都の平成25年の自殺者数は、対前年で約60人増加し、2,822人となっています。

東京労働局における平成24年度精神障害等の労災請求件数は244件であり、前年度に比べ36件増、認定件数は90件であり、前年度に比べ48件増となっています。「労働者の心の健康の保持増進のための指針」、「こころの健康問題により休業した労働者の職場復帰の手引き」等に基づく対策について、経営トップ等が方針表明により、先頭に立って推進していただくよう指導・要請等していくこととしています。具体的には、①衛生委員会での調査審議、②事業場内体制の整備、③教育研修実施、④職場環境の把握と整備、⑤メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応、⑥職場復帰支援等の徹底を図っていきます。取組みが困難な事業場等に対しては、東京産業保健総合支援センターの利用勧奨、働く人のメンタルヘルス情報サイト「こころの耳」の利用案内などにより対策を進めていきます。

以上の重要課題の取組みについては、貴支部並びに会員の皆様によるご協力をいただき進めていきたいと考えています。一層のご協力をいただきますようお願いします。

平成25年度活動状況

企画委員会

副支部長・企画委員会委員長 山口 忠 重

桜庭支部長の諮問事項に則して、25年度も24年度活動方針の延長で活動してきました。

1. 東京支部規約等改正検討

東京支部規約は平成22年6月の改正以来、3年が経過しました。その間、活動内容が従来の個人活動からグループ活動が増加し、顧客も中小規模事業場に加えて大手企業も増加するなどの変化が見られ、また、司法関係者から支部規約内容についてご指摘も受けました。上記した内外の変化等に対応するべく、規約等の改正案を検討し、支部総会にてご承認いただきました。現行支部規約は、ホームページにてご覧いただけます。

2. 短、中、長期活動内容の検討

① 損害賠償契約

コンサルタントの過失で先方に損害を与えた場合の支部としての具体的な対応が準備されていないので、調査を行い、複数の保険会社との相見積

もとして、契約締結にこぎつけました。補償対象は業務遂行中の事故の補償に限定され、コンサルタントの誤指導の責任を問われるなどの事項については対象外ですので、指導に際しては細心の御注意を払っていただくよう付記します。

② 中、長期活動内容の検討

東京支部事業規模拡大に向けて、委員会でブレインストーミングを重ね、結果をKJ法で整理し、優先順位を付けて、選択したテーマについて中長期アクションプラン（案）を作成しました。

計画の実施は事業委員会が主体となるべきと考え、企画委員会と事業委員会合同の委員会を2回開催し、その後理事会に中間報告を行いました。アクションプランの中からプロジェクトチームの設置による規模拡大に取り組んでみることにしました。

事業委員会

事業委員会委員長 前川 謹 治

本年、委員会に与えられた課題は事業の拡大、品質の向上、若手技術者の増強でありました。

事業の拡大については企画委員会と協働して、今後の方向を検討しました。専門分野を異にする会員がチームで大きな仕事を担当する形が定着し、顧客の満足度が向上していることが感じられます。これから業務を拡大しようと考えている若手コンサルタントには先輩の多くの業務にOJTで参加し、労力を提供しながら実践的な技術を取得されるよう期待しています。過去に

経験した事例が役に立ちます。災害は確率で起こるので過去に経験した災害は再発すると考えるのが自然です。過去に様々な災害を体験している年長者・経験者の体験を若手技術者に伝えることは重要であると考えます。これらを考慮しながら、支部の今年度事業計画を進めて参りました。

広報委員会

広報委員会委員長 高野 忠 邦

東京支部ホームページにある常設専門委員会の業務役割分担の説明では、広報委員会は支部広報誌の刊行およびHPの管理に関する事項等を行うと述べています。具体的には支部の外部に対する広報活動業務、内部には支部会員への情報提供や技術情報共有化があります。

1つには、従来から刊行されている、広報誌の発行があります。2つにはどの企業・団体にも普遍化しているホームページ同様、内容の充実を行っています。

3つには一般会員300名を越えますが、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントとして、実務に従事している業務部員120名強への情報提供と技術情報の共有化を行って来ています。それぞれに活動を整

理します。

1. 東京支部会報誌の年1回発行

平成25年度について、内容は16頁8,000部を刊行し、顧客や関係団体にも配布させて頂きました。通年3月には仕上げておりましたが、平成26年度からは5月下旬を目途に発行計画をしています。

2. ホームページの運営と活用

自主的に活動している8人のHP部会では、顧客要望、労働安全衛生に関する動向・技術ニュース提供や会員の業務情報公開を、現在は事務局長中心に、少なくとも月に1回以上は更新を続けています。

3. 東京支部会員の情報共有化と専用サーバーによるイントラネット利用

東京支部の事務局スケジュール、会議資料・業務資料のストックによる、情報共有化を目指して、利便性のある Yahoo のグループウェアを試みましたが、情報ストックの容量限界 (20MB) があることがわかり、切り替えて平成 25 年度には東京専用サーバーを設置しました。インターネットを

通してグループウェア・ソフト Aipo の各自に定めた利用会員名・ID で自宅・マイパソコンで支部内の情報共有が出来る体制を確立しました。平成26年度はさらに加えて、本部・東京支部の規約等の掲載、共有可能な技術業務情報の掲載を予定すべく準備をしています。

従って現在東京支部の規約等の一般公開を切り替えるべく予定をしています。

研修委員会

副支部長・研修委員会委員長 伊 藤 史 子

コンサルタント会東京支部会員が受注する業務は多様化しているほか、自らの営業活動で事業対象を開拓することが強く求められようになってきています。このような時にこれからのコンサルタント業務には更なる仕事に対応できる診断力・技術力・伝達力・幅広い

知識さらに営業力などが求められます。研修委員会は、各人の自己研鑽を支援するため、幅広いテーマを取り上げるよう努めました。平成 25 年度は下記の研修会を開催しました。

平成 25 年度東京支部研修会活動状況

回	開催日	参加	会場	研修テーマ	講師（敬称略）
1	H25.6.20	51	学士会館	平成 25 年度労働安全行政の動向	船井 雄一郎 東京労働局 安全課長
				平成 25 年度労働衛生行政の動向	大河内 秀人 東京労働局 健康課長
				診断・指導におけるコンサルタントの関わり ―局排指導を例として―	岡村 勝郎（城東北部会） 労働衛生コンサルタント
2	H25.9.27	28	仕事未来館	放射線の除染と課題	後藤 博俊（本部顧問） 労働衛生コンサルタント
3	H25.11.28	22	仕事未来館	静電気と粉塵爆発	荷福 正治（城南部会） 労働安全コンサルタント
				胃がん撲滅元年 2013	伊藤 史子（城東北部会） 労働衛生コンサルタント
4	H26.2.27	30	仕事未来館	安全衛生保護具を取り巻く現状	田中 通洋（城西部会） 労働安全・衛生コンサルタント
5	H26.3.27	6	支部事務所	新入会員研修会	支部役員、専門委員会
6	H26.4.18	31	神明いきいきプラザ	「平成 25 年度実施 厚生労働省関係の委託事業（4 件）」について、関連法規、ガイドライン、事業結果、活動実態、課題等について各担当者から報告を受け、質疑応答を行う	（東京支部コンサルタント） 山室 栄三、山口 忠重、 浦山 齊、鳥居 卓爾、山本 孝

「静電気と粉じん爆発」



(平成25年度第3回研修会より)

法政大学兼任講師・
労働安全コンサルタント

荷 福 正 治

1. はじめに

粉体は、多くの産業で、原材料として多量使用されており、粉じん爆発の危険があります。最近では、大豆サイロの爆発(死亡1、軽傷1)[朝日新聞(朝刊)2013年12月1日]が発生しました。このような背景から、労働安全衛生コンサルタントが産業界での災害防止に寄与できる機会は多いと思われます。本研修会では、粉体を取り扱う産業における静電気の発生と粉じん爆発災害の防止について述べてみました。

2. 静電気はどのようにして発生する？

二つの物体を接触すると、接触界面で電荷移動が発生し、電気二重層が形成されます。この電荷移動は、外部エネルギーの付与(摩擦等による熱の供給など)やトンネル効果などによって起こります。この両物体を分離すると、各々の物体では一つの極性の電荷が優勢となり、この電荷が残留して静電気が発生することとなります。静電気の発生はこの接触帯電を基本としますが、物体の分裂や、静電誘導、荷電粒子やイオンの付着によっても物体が帯電します。従って、粉体をハンドリングすると、粒子と容器壁(管壁)や、粒子とおしの接触・分離等が頻繁に生じるにより、静電気が発生します。この静電気発生は、粒子(粉体)に関する条件(粉体の電気抵抗率、粉じん濃度、粉体の流動速度、流路形状など)に影響を受けます。

3. 粉じん爆発はどのようにして発生する？

粉じん爆発は、粉じんが飛散して粉じん雲を形成し、この粉じん雲の着火・燃焼が継続する過程で圧力を発生する現象です。粉じん爆発はいろいろな要因、例えば、粉じん(粒子)の化学的性質、粉じんの粒度、粉じんの浮遊状態、浮遊粉じん濃度、相対湿度、粉じん雲形成空間の酸素濃度、着火源の特性、共存ガスの存在などに影響されます。このように多くの要因が粉じん(粒子)の着火、燃焼とその継続に影響を与えるので、粉じんの爆発性の評価に当たっては種々の検討をしなければならず、粉じん(粒子)の着火・燃焼の継続などに必要な特性を見出さなければなりません。粉じんの爆発性試験方法は、JIS Z 8817、JIS Z 8818、ISO 6184等に、粉じん雲の最小着火エネルギー測定方法については、IEC 1241-2-3や日本粉体工業技術協会規格 SAP 12-10等に規定されています。産業

現場での種々の作業条件を反映した粉じんの爆発性評価に際しては、これらの試験方法を応用する必要があります。

労働衛生の観点からしますと、粉じん爆発が発生する条件は、労働衛生に望ましい環境を越えるものです。作業環境保全のための浮遊粉じん抑制や粉じんの堆積防止に注意を払い、作業環境としては適切でも、爆発発生条件は産業装置内でも発現するので、粉じん爆発の危険は存在します。

4. 静電気と粉じん爆発の関係は？

静電気が発生すると、電荷が蓄積され、電位も高くなり、物体(粒子、容器、輸送管など)の絶縁破壊強度を越すと放電が発生し、粉じん爆発に対する着火源となる危険がでます。このとき、3.で求めた粉じん雲着火特性を満たす放電が発生すると、粉じん雲が着火し爆発に至ります。静電気の放電には、コロナ放電、火花放電、沿面放電、ストリーマ放電などいろいろな形態があり、単に、放電が発生するだけでは、粉じん雲に着火しないこともあります。

粉じん雲が着火するには、着火源のエネルギー供給率(発生率)と供給時間、供給エネルギー量、着火源の形成しやすさ(放電の発生しやすさ)などの影響を受けます。

5. 静電気による粉じん爆発災害を防止するには？

粉じん爆発災害を防止する基本は、浮遊粉じん雲の形成防止および爆発に関与する要因の抑制です。物質の燃焼には、可燃物、酸素、火源が必要ですから、この3条件のうち1つを除去すれば着火(燃焼)を抑制できます。しかしながら、産業現場ではこれが困難なことが多々あります。粉体を取り扱うこと自体が産業活動であり、浮遊粉じん雲の形成、静電気の発生などが避けられないことがあります。

具体的な粉じん爆発災害防止対策には、発じん空間の粉じん濃度を爆発下限濃度以下にすること、酸素濃度を爆発限界濃度以下にすること、不燃性ガスで発じん空間を封入すること、着火に至る火源の形成防止、粉体取扱い空間の堆積粉じんの清掃などがあります。

実際の災害防止に当たっては、上述の対策を講じても粉じん爆発災害を防止することが困難なこともあります。そのため、爆発による災害を最小限にすることが重要になります。そのための対策として、爆発圧力の放散(爆発圧力放散口の設置)、爆発抑制剤の放出、爆発伝播の遮断などがあります。これらは、すでに実用化され、機器が市販されています。

産業現場で静電気の発生・蓄積を防止するには、取扱装置の接地、粉体をできるだけ静かに扱う、粉体流動速度の低減、粉体除電器の使用等の方法があります。

6. まとめ

粉体は産業の原材料や製品として、多量取扱われており、微粉化傾向も増大しています。これに伴い、粉体の取扱いに伴う安全の確保・労働環境保全は益々重要になってきます。これらにつき、労働安全衛生コンサルタントの貢献が期待されていると思います。



「安特事業場から優良事業場に」

労働安全・衛生コンサルタント 鈴木 信 生

平成 23 年度「安全管理特別指導事業場」（安特事業場）に指定された事業場（A 社）の改善活動を支援し、事業場の積極的な取り組みにより、今では優良事業場として監督署から表彰されるに至った事例をご紹介します。

1. A 社の概要と当時の主な課題

業種：清掃業（一般廃棄物収集運搬） 従業員：約 100 名

課題：①休業災害が多い（腰痛など度数率は約 12） ②安全衛生管理規程類、作業手順書等が未整備
③安全衛生委員会が機能していない ④安全衛生教育の不足 ⑤リスクアセスメントの未実施

2. 支援成約の要因

- 1) 事業場トップの問題意識と改善意欲
- 2) 安全衛生コンサルタント活用に対する監督署の推奨
- 3) 事業場に効果的な支援内容の提示
- 4) 事業場の実態に対応した日程、費用等の調整

3. 改善の進め方

- 1) 「安全衛生総合診断」……監督機関からの指摘事項の確認及びその他改善すべき課題の洗い出し。
- 2) 「改善計画」の策定……課題を整理し、事業場と十分意見交換し、重点課題を主体に無理のない（頑張れば達成できる）計画を策定し、「安全衛生年間計画」に反映。
- 3) 改善の実施……一つずつ改善を積み重ね、ステップアップの喜びを事業場と共に実感しながら改善を支援。（年間計画の PDCA を廻す）

4. 主な実施項目

- 1) 安全衛生管理規程類の整備……既存のものは周知されず活用されていないため、不備を見直し、社員に周知徹底し運用開始。
- 2) 作業手順書の整備……災害事例やヒヤリハットも活用し、作業者の意見も反映。
- 3) 安全衛生委員会の活性化……事務局の強化及び労組推薦委員の増員等により労使のコミュニケーションを強化し、年間計画の確実な遂行を全員活動で促進。
- 4) 各種安全衛生教育……KYT、腰痛予防教育などを全員対象に実施し、一人一人の安全意識を高めた。
- 5) リスクアセスメント……実施しやすいしくみづくり及び全員への教育の後、全作業を対象に一斉実施。
- 6) 5S の推進……5S は安全衛生管理においても基本であり、整理整頓による作業環境の整備に着手。

5. 成果

- 1) 無災害記録継続……H22 年 6 月より現在まで無災害記録を継続中
- 2) 優良事業場表彰……H25 年 12 月の地区安全衛生大会にて、優良事業場として監督署長表彰を受賞。
- 3) 社内コミュニケーションの強化……安全衛生委員会の活性化に伴い、労使間及び社員間での意見交換が積極的に行われ、改善が促進。

6. 成功の要因

- 1) 事業場との信頼関係構築……各課題に対してきめ細かな対応とフォローにより、事業場スタッフと一体で改善活動を継続。
- 2) トップの意識と姿勢……事業場トップが率先垂範して自ら改善を実践。
- 3) 全員一斉の活動……規模的に全員対象の一斉活動が可能のため、KYT、リスクアセスメント、ヒヤリハットなどを全員が一斉に行ったことで、社員一人ひとりの安全意識が向上。

（支援活動を通じて）

事業場の実情を理解しながらトップ及びスタッフとの十分な意見交換により、また社員の皆様とは教育などを通じて培った相互の信頼関係のもと、全員が一丸となった改善活動を展開したことで改善が促進されたと考えます。その中でも大きな要素は、事業場トップの意識と姿勢であることを再認識しました。今後も、安全衛生委員会のアドバイザーとして、事業場に有効な情報を提供するとともに安全衛生管理の継続的向上を支援していきたいと思っています。



「安全管理特別指導事業場の指定を受けた食品製造業における支援事例報告」

労働安全コンサルタント 山崎 恵一郎

昨年4月、日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部より安全管理特別指導事業場（以下事業場）支援の要請を受け、所轄労働基準監督署に報告を兼ねてご挨拶に伺いました。改善計画書の提出期限まで時間が短いため事業場との接触の日程を心配していましたが、監督官の迅速な対応で事業場と速やかに面談する運びとなりました。当日は、代表取締役社長、総括安全衛生管理者、総務部長との面談でしたが、「大変不名誉な事態になり深く反省している。従業員の安全確保のために協力をお願いしたい。」と要請を受け、事業場の事業内容、東京労働局および所轄労働基準監督署の指導内容等を打ち合わせ受諾に至りました。

1. 改善計画書の立案・作成・実施

事前調査は、東京労働局及び所轄労働基準監督署の指導事項、現地調査、過去の災害事例、安全衛生管理体制と活動状況、安全衛生委員会の活動状況など見える範囲で行ない、改善計画は、総括安全衛生管理者が主体となり、東京労働局及び所轄労働基準監督署の指導事項を優先し、その他の安全活動計画を緊急措置、短期間での取り組み、長期間での取り組みに分類して進めることにし、その主な内容は以下のようなものです。

- ・緊急措置：是正事項・指導事項の改善、安全衛生委員会の見直し、朝礼の実施、使用前点検の実施、注意喚起表示ほか
- ・短期間での取り組み：RA教育、各種掲示、安全表示、4Sほか
- ・長期間での取り組み：RA活動の実施、有資格者の増加、職長教育・特別教育の実施ほか

2. 履行状態の確認

計画の履行状態の確認と修正および追加活動等は、毎月総括安全衛生管理者と小職が複数点検を行い、結果を安全衛生委員会で公表・周知する方法としました。

3. 活動の結果

25年度末の災害状況をまとめると、災害率は（休業1日以上で算出）：度数率17.2→2.25(87%減)、強度率0.31→0.28(10%減)、年千人率43.7→4.7(89%減)です。主な活動結果は、RA活動の開始、安全・品質朝礼の確立、安全教育としてRA教育・職長教育・特別教育の受講者数67名(大幅増)、有資格者数66名(大幅増)などです。

4. 食品製造業の特色と留意点および今後の方針

食品製造業の特色と安全の留意点として ①製品の賞味期間が短く受注後生産であり、作業工程の平準化が困難 ②多品種であり作業手順もその都度変わる ③作業は家庭仕事の延長に見えるが、ライン作業者の作業サイクルへの順応力・集中力が求められるなどが挙げられます。今後は、所轄労働基準監督署の指導のもと経営者および従業員全員参加のもと安全衛生活動を継続することで更に活動が定着し、いつも不安のない職場となるよう活動の質的向上を目標にコンサルタントとして支援して参ります。

平成26年3月31日



「保健師と労働安全衛生 コンサルタントの連携」

保健師・労働衛生コンサルタント 大神 あゆみ

保健師として20数年間産業保健活動にかかわり、労働衛生コンサルタントでもある筆者の立場で、あらためて、その歴史的背景を振り返り、保健師と労働安全衛生コンサルタントの連携について考え、まとめる機会をいただきました。今後の効果的な産業保健活動を考える際のヒントに、ご高読いただけると幸いです。

1. 保健師はどんな職種か？

保健師助産師看護師法第2条や労働安全衛生法（以下、安衛法）第66条の7の記載による保健師は「保健指導」を行う者で、この役割理解が時代と共に狭小理解された危惧があります。たとえば、服薬治療域でない生活改善が必要な者への指導というような理解です。そのような保健指導は、活動の一部にすぎません。

「保健師規則」は昭和16年に制定されました。当時から長く保健師教育の中で強調されたのは「国民の公衆衛生向上」のために、診断・治療以外の活動すべてを保健指導と称して役割を担った職種であることです。暗黙知もありますが、活動の特徴には次のような点が挙げられています。(1) 対象から求めがなくても生活の場に出向いてかかわる「アウトリーチ」活動を有すること、(2) 生活の枠組みから、長期的視点で、医学的知見も加味して人々の暮らしづらさの解消に関与する協働的な問題解決構築法を展開すること、(3) 個別事例の集積から課題を整理し、コミュニティの健康施策へと反映させていく手法を持っていること等です。かつての人海戦術的な保健師活動は地域に根差した結核対策や公害対策等に大きく貢献しました。

2. 保健師の現状と私が行ってきた保健師活動

この20年は労働者にとって「失われた20年」と言われますが、保健師も同様で、従来共有していた職種のアイデンティティが拡散した歴史でした。疾病構造の変化や医療の高度化に伴って(1) 地域保健分野でも保健師の分散配置が進み同職種のOJTが難しくなりました。(2) 学校教育では4年制大学による看護師と保健師の統合教育が約10校から約200校へと伸展し保健師の職能がわかりづらくなりました。(3) 労働者の雇用形態の多様化と共に職域の保健師の非正規雇用も進み、部分的業務を担う者が増加しました。(4) 1996年の安衛法改正で産業医の職務が具体的に列挙された同時期に、保健師の保健指導が一文で明記されたことも部分的業務として理解されやすくなった背景とされています。

しかしながら、一部の現場においては従来からの保健師活動を意識した活動もなされており、私自身大いに勉強させられ鍛えられました。例えば、次のようなものがあります。

- ・「職場巡視」では、物理的環境に加えて、働いている人、人と人とのやりとりにも目を配る。
- ・「健康診断」では、仕事の状況と健康、個と全体の状況を確認する工夫を行う。
- ・現場の労働安全衛生活動の「良好事例」に着目する。
- ・現場で「何かあったら」ではなく、「何か『気になることが』あったら」その声が届くようにする。
- ・「法律」も「エビデンス」も、後から付いてくることを意識して目の前の問題に対峙する。

3. 保健師と労働安全衛生コンサルタントの連携の効果の可能性

上記のような背景から、今後の産業保健に関与する保健師のあり方について3点考えています。(1) やる気と能力のある保健師には、その職能を活かした労働衛生コンサルタントを目指してもらい、その積み重ねた実践は共有して洗練させるよう努めること。(2) 部分的な業務を担う保健師であっても、労働衛生の基本的考え方を意識し、「人が働き続ける」「人が生き抜く」ためのコーディネートの視点は絶やさないよう心がけること。(3) 産業保健分野の保健師の関連団体等は、そのキャリア形成のための倫理規範やマイルストーンを確立させて時代に併せて調整していくこと、です。

現在の複雑化して可視化しづらい「労働安全衛生」の諸問題には、各分野の労働安全衛生コンサルタントの先生方の専門性に、保健師の「現場のリアルに対峙してコーディネートする職能」が加わることで対応力が上がる可能性あり！と考えます。協業で連携事例を積み重ね、その成果を確認していきたいと思います。

「厚生労働省委託事業を実施して」

専務理事

労働衛生コンサルタント 山 室 栄 三



5つの厚労省委託事業

平成 25 年度は下記の5つの厚労省委託事業を東京支部として実施することができました。

本部受託:

1. 中小零細規模事業場集団リスクアセスメント研修事業
2. 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務
3. 第三次産業労働災害防止対策支援事業（社会福祉施設）
4. 第三次産業労働災害防止対策支援事業（小売業）

陸災防受託:

5. 陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落等災害防止対策推進事業

25 年 8 月より合計 19 名の当支部業務部会員が担当し、顧客開拓の営業活動から現地の診断、講習会の実施などを行いました。この間、東京労働局はじめ多くの労働基準監督署、労働基準協

会、関係協議会、関係団体、製造業等の荷主現場、デパート・スーパー等の小売業のバックヤード、社会福祉施設等の皆様に大変お世話になりかつお忙しいところご協力、ご支援をいただきありがとうございました。熱く御礼申し上げます。おかげさまで無事終えることができました。

これらの委託事業はいずれも昨年 4 月に厚労省から公表された「第 12 次労働災害防止計画」の中で、労働災害件数を減少させるための重点業種対策(上記 3.4.5)、重点とする健康確保・職業性疾病対策(上記 2)、業種横断的な取り組み(上記 1)などの重点実施事項として取り上げられている項目です。

委託事業の共通内容

今回受託した上記 3.4.5. の業務は、一般的には事業所にとってはメリットの多いよい内容の事業と思われるのですが、特に個別コンサルティングや診断などで現地を訪問することはなかなか理解されず、進展しない場合もありました。これらの事業に共通する特徴は下記の通りであります。

1. 安全衛生の専門家であるコンサルタントが、現地作業場、施設を訪問して i) 労働災害防止のための改善の助言、アドバイスの実施、ii) 関係指針・作業安全ガイドラインについての取り組み状況の確認、iii) 労働災害防止のための好事例の収集とアドバイスをする。
2. 厚生労働省が費用を負担し、実施事業場の負担はない無料診断となっている。
3. コンサルタントによる診断は、労働局や労働基準監督署による指導や、臨検とは全く別のもので、主として事業主等の安全衛生の確保、労働災害防止のための改善の支援を行う。
4. 問題点、よいところ、改善対策などをまとめて実施事業場に報告書を提出する。
5. 厚生労働省への報告書は、事業場を特定できる情報などにより個別に使用されることはない。
6. コンサルタントは法律で定められた守秘義務があるので、本事業で知りえた内容は第三者に開示されることはない。

中小零細規模事業場集団リスクアセスメント研修事業

ここ数年、毎年実施している委託事業で、今年度は全国 60 集団において（東京は 2 集団）リスクアセスメント研修の講師を担当し、1 集団 2 回に分けて講義と演習を実施しました。参加者は事業場内でリスクアセスメント研修の講師として実践できるよう期待されます。

受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

受動喫煙防止対策に関わる各種支援事業は、厚労省の受動喫煙防止対策助成金制度として喫煙室の設置に必要な経費の 1/2(上限 200 万円)を助成することや、受動喫煙防止対策に係る電話相談や職場内環境測定支援業務としてデジタル粉じん計および風速計の無料貸出などが関係機関で実施しました。

東京支部では、6 回の受動喫煙防止対策説明会（合計約 700 人参加）を労働基準協会と合同であるいは労働局と連携で実施しました。(全国で約 70 回実施) 説明会では下記の内容について説明されました。

- ① 平成 15 年に改訂、公表された「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に沿った内容
- ② 受動喫煙は発がん性因子として日本産業衛生学会等で指定されていること
- ③ ビル全館禁煙あるいは、可能な限り喫煙室設置すること
- ④ たばこの煙は屋外排気とし、喫煙室の境界での風速は 0.2m/s 以上の気流が喫煙室に流れ込むようにする
- ⑤ 労働政策審議会安全衛生分科会の建議（平成 22 年 12 月 22 日）として、受動喫煙防止対策は、「快適職場づくり」から有害な化学物質と同じ「健康障害防止対策」へと大きく発想の転換を図る必要があることなどの内容を網羅しています。

「第三次産業労働災害防止対策支援事業（社会福祉施設）」

社会福祉施設については、近年労働災害が急増している業種となっています。労働災害の特徴としては、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」による災害が全体の約3分の1、「転倒」による災害が全体の約3割となっています。

このため、当委託事業として、東京支部は20施設（全国400施設）の無料個別コンサルティングによる安全衛生アドバイスの実施、アンケート実施、各種災害防止リーフレットの作成配布、「介護・看護作業による腰痛を予防しましょう」などステッカー、シールの作成配布、腰痛予防講習会開催（無料）（東京は3回計219名受講）とアンケート実施、ガイドブック「社会福祉施設の労働災害防止」作成配布を実施しました。

腰痛予防講習会では19年ぶりに改訂された「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月基発0618第1号）の次の改正点が説明されました。

- ① 適用範囲及び内容を充実し、「重症心身障害児施設等における介護作業」から「福祉・医療等における介護・看護作業」に拡大
- ② リスクアセスメント(RA)・OSHMSの手法の導入について、保健衛生業は法28条の2に基づくRA実施の努力義務対象業種ではないが、RAの手法を取り入れた。
- ③ 職場で実践可能な事例、「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」、「介護・看護作業等におけるアクションチェックリスト」、「作業標準の作成例」の様式をとりいれた。

さらに腰痛のもたらす影響は、要介護者の介護度の平均として、12年の3.4から23年4.2と重度化していること、人力優先による介護で福祉用具導入は低い水準であること、スタッフの腰痛による要介護者へのサービスの低下をもたらすこと、スタッフの腰痛による退職・休職による人材不足をもたらすことなどがあり、福祉施設の経営リスクに即座につながる恐れがあることなどが説明されました。

「第三次産業労働災害防止対策支援事業（小売業）」

小売業については、第三次産業の中で最も労働災害が多く、年間の労働災害発生件数が11,000件を越えて推移しており、バックヤードでの災害が多く「転倒」災害が全体の3分の1を占めています。当委託事業では、東京支部は12事業場（全国400施設）の無料個別コンサルティングによる安全衛生アドバイスの実施、アンケート実施をしました。

当委託事業でのコンサルティング対象事業場の確保が最も困難であり、理解が得にくく説得に時間がかかりました。

「陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落等災害防止対策推進事業」

当事業は陸上貨物運送事業労働災害防止協会が受託し、日本労働安全衛生コンサルタント会会員への委嘱を受けて、荷主等（荷主、元請、営業倉庫・冷蔵庫、荷卸し場等）の事業場の安全診断を無料で実施するものです。

当該事業は、陸運業の災害の70%が荷役作業時に発生しており、発生場所は荷主等の事業場が多いことから、荷主等の構内における荷役作業者の安全確保等を目的として実施されました。診断先はコンサルタントが自ら選定することになっており、東京支部では30事業場（全国で150事業場）が目標となり、31か所を診断することができました。荷役作業安全ガイドライン（平成25年3月25日基発第0325第1号）の対応状況、荷役作業の取り組み状況を診断し、改善すべき点があれば指導し、好事例があれば、収集するものです。

委託事業を実施しての感想

これらの事業を進めるに当たっては、中には初めてコンサルタント会の名前を聞くとところもあり、コンサルタント(会)とは何をやる集団なのか最初から説明しなければならなかった場合もありました。また、思った以上に我々安全衛生の専門家にアドバイスを受ける、相談することにためらいがあり、訪問することを受け入れてもらえる事業場の確保は少なく、専門家としての安全衛生の知識や知見などを発揮する前の受け入れを説得する作業に多くの時間が割かれました。その理由としては次のようなことが考えられます。

1. 各事業場は日常業務多忙で、応対する時間の確保や、担当者を出すことができないとことわられた。特に小売業では年末年始の大売出しの時期と重なり、安全衛生診断どころではなかった。
2. コンサルタント会とは何をするとところか知らないところは、いかがわしいところではないかと疑惑の目を向けて、いくら説明しても心を開いてもらえなかった。
3. 安全衛生への取り組みや問題意識が希薄なところもあり、診断を受けた時の実質的なメリットを実感してもらえないところもあった。

我々コンサルタントにとっては、まったく新しい顧客を開拓するような営業活動を余儀なくされた事業もあり、新たな経験、体験となりました。これは言うならば、医者に、自分が診察をする患者を連れてきなさいといっているようなもののように感じられるところもありました。

委託事業実施結果

個別コンサルティングを受けた事業場からの感想としては、次のようなものでした。

社会福祉施設の個別診断の結果では、「質問に的確に答えてもらいその内容はおおむね役に立った」、「職場巡視でも役立つアドバイスがあった」など総合的には「満足が得られた」とするものがほとんどでした。「職場における腰痛予防対策指針」に定めている取組を「今後実施していきたい」とするものが多くを占めていました。また、同じく小売業の支援事業でも、アドバイス、コンサルティングは熱心に行っていただき役に立ったというものが多くを占めていました。

初めて取り組む業務もあって当初は混乱したところなどもあり、残念ながら設定した目標件数に達しない診断業務もありました。特に小売業では、本部や、労働局、労働基準監督署のご協力と尽力をいただきましたが、63%しか達成できなかったのは、支部としての力の至らなさと大いに反省をしています。今回得られた貴重な体験を次回の委託事業やクライアントからの委託業務に展開し、さらに会員への浸透を図り、より顧客に満足いただけるコンサルティング業務につなげていきたいと思っています。

事務局通信

支部活動記録（平成25年2月～平成26年3月）

番号	月 日	項 目	場 所
1	2月20日(水)	東京支部会報第19号発行 8000部	
2	3月28日(木)	第92回理事会	東京産業保健推進センター
3	3月29日(金)	24年度第6回支部研修会新入会員オリエンテーション	支部会議室
4	4月8日(月)	安全管理特別指導・衛生管理特別指導事業場指定説明会	東京労働局
5	5月16日(木)	会計監査	支部会議室
6	5月29日(水)	第93回理事会	東京産業保健推進センター
7	6月1日(土)～30日(日)	労働安全衛生コンサルタント制度推進月間	
8	6月20日(木)	25年度第1回支部研修会 「平成25年度労働安全行政の動向」 東京労働局労働基準部安全課長 船井 雄一郎 氏 「平成25年度労働衛生行政の動向」 東京労働局労働基準部健康課長 大河内 秀人 氏 「診断・指導におけるコンサルタントの係わり」 労働衛生コンサルタント 岡村 勝郎 会員	学士会館
9	6月20日(木)	25年度通常総会並びに交流会	学士会館
10	7月4日(木)	第10回東京産業安全衛生大会	一ツ橋ホール
11	7月24日(水)	第94回理事会	東京産業保健推進センター
12	9月20日(金)	第95回理事会	東京産業保健推進センター
13	9月26日(木)	南関東ブロック会議 出席5名	千葉支部
14	9月27日(金)	25年度第2回支部研修会	女性就業支援センター
15	10月2日(水)～5日(土)	JGAS(総合印刷機材展) (相談コーナー開設)	東京ビッグサイト
16	11月27日(水)	産業保健フォーラム in Tokyo 2013	ティアラ江東
17	11月28日(木)	25年度第3回支部研修会	女性就業支援センター
18	11月29日(金)	第96回理事会	東京産業保健推進センター
19	1月31日(金)	第97回理事会	東京産業保健推進センター
20	2月27日(木)	25年度第4回支部研修会	女性就業支援センター
21	3月27日(木)	25年度第5回支部研修会	支部会議室

編集後記

今年の会報誌は例年3月より2か月遅れの5月編集とすることが昨年より計画されていました。

ゆったりと構えておりましたが、3月に入りまして、皆様からの原稿が収集されるに伴いあわただしくなりました。原稿執筆者の方々の旺盛な執筆力により、予定のページ数を大幅に超える事態となりましたが、無理をお願いして改訂していただき、何とか予定ページ数に収めることができました。執筆者の方々と広報委員の方々に御礼申し上げます。

また、会報誌の校正、印刷にあたり太平印刷・青木社長様には大変ご尽力いただき感謝申し上げます。

編集委員：高野、川幡、鈴木(信義)、高橋

(公社)東京労働基準協会連合会講習会のご案内

(平成26年7月～12月)

講習会名		科目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
技能講習	フォークリフト(11時間)	学科 1日		7/28日(月)		9/30日(火)		1日(月)
		実技 1日		1日(金)		6日(月)		5日(金)
	フォークリフト(31時間)	学科 1日	6/30(月)	7/28日(月)	1日(月)	9/30日(火)	4日(火)	1日(月)
		実技 3日	1日(火)～3日(木) 5日(土)6日(日)12日(土)	7/29日(火)～31日(木)	2日(火)～4日(木) 6日(土)7日(日)13日(土)	1日(水)～3日(金) 4日(土)5日(日)11日(土)	5日(水)～7日(金) 8日(土)9日(日)15日(土)	2日(火)～4日(木)
	玉掛け	学科 2日	22日(火)～23日(水)	25日(月)～26日(火)	24日(水)～25日(木)	27日(月)～28日(火)	17日(月)～18日(火)	15日(月)～16日(火)
		実技 1日	24日(木)／25日(金)／28日(月)	27日(水)／28日(木)／29日(金)	26日(金)／29日(月)／30日(火)	29日(水)／30日(木)／31日(金)	19日(水)／20日(木)／21日(金)	17日(水)／18日(木)／19日(金)
	ガス溶接	学科 1日	7日(月)	6日(水)	8日(月)	14日(火)	11日(火)	9日(火)
		実技 1日	8日(火)	7日(木)	9日(火)	15日(水)	12日(水)	10日(水)
	小型移動式クレーン	学科 2日	14日(月)～15日(火)		8日(月)～9日(火)		11日(火)～12日(水)	
		実技 1日	16日(水)／17日(木)		10日(水)／11日(木)		13日(木)／14日(金)	
	床上操作式クレーン	学科 2日		4日(月)～5日(火)		6日(月)～7日(火)		8日(月)～9日(火)
		実技 1日		6日(水)／7日(木)／8日(金)		8日(水)／9日(木)／10日(金)		10日(水)／11日(木)／12日(金)
	高所作業車(10m以上)	学科 1日	8日(火)		16日(火)		25日(火)	
		実技 1日	9日(水)／10日(木)／11日(金)		17日(水)／18日(木)／19日(金)		26日(水)／27日(木)／28日(金)	
	プレス機械	学科 2日						
	乾燥設備	学科 2日			17日(水)～18日(木)		19日(水)～20日(木)	
	はい作業	学科 2日			3日(水)～4日(木)	27日(月)～28日(火)		15日(月)～16日(火)
	木工機械	学科 2日				29日(水)～30日(木)		
	酸素欠乏・硫化水素	学科 2日	8日(火)～9日(水)	19日(火)～20日(水)	8日(月)～9日(火)	7日(火)～8日(水)	11日(火)～12日(水)	9日(火)～10日(水)
		実技 1日	10日(木)／11日(金)	21日(木)／22日(金)	10日(水)／11日(木)	9日(木)／10日(金)	13日(木)／14日(金)	11日(木)／12日(金)
	有機溶剤	学科 2日	14日(月)～15日(火) 28日(月)～29日(火)	18日(月)～19日(火)	4日(木)～5日(金) 25日(木)～26日(金)	14日(火)～15日(水)	6日(木)～7日(金) 27日(木)～28日(金)	17日(水)～18日(木)
	特化・四アルキル鉛	学科 2日	3日(木)～4日(金) 22日(火)～23日(水)	4日(月)～5日(火) 25日(月)～26日(火)	16日(火)～17日(水)	2日(木)～3日(金) 27日(月)～28日(火)	17日(月)～18日(火)	4日(木)～5日(金) 24日(水)～25日(木)
	石綿	学科 2日	30日(水)～31日(木)	28日(木)～29日(金)	18日(木)～19日(金)	20日(月)～21日(火)	19日(水)～20日(木)	18日(木)～19日(金)
	鉛	学科 2日				16日(木)～17日(金)		
特別教育	自由研削	学科・実技 1日	1日(火)	4日(月)	12日(金)	7日(火)	10日(月)	8日(月)
	アーク溶接	学科 2日	2日(水)～3日(木)	7/30日(水)～31日(木)	2日(火)～3日(水)	1日(水)～2日(木)	5日(水)～6日(木)	2日(火)～3日(水)
		実技 1日	4日(金)	1日(金)	4日(木)	3日(金)	7日(金)	4日(木)
	高所作業車(10m未満)	学科・実技 1日		22日(金)		17日(金)		16日(火)
	低圧電気	学科 1日	14日(月)	18日(月)	16日(火)	20日(月)	25日(火)	16日(火)
		実技 1日	15日(火)／16日(水)／17日(木)	19日(火)／20日(水)／21日(木)	17日(水)／18日(木)／19日(金)	21日(火)／22日(水)／23日(木)	26日(水)／27日(木)／28日(金)	17日(水)／18日(木)／19日(金)
	高圧・特別高圧	学科 2日	24日(木)～25日(金)	28日(木)～29日(金)	29日(月)～30日(火)	23日(木)～24日(金)	25日(火)～26日(水)	24日(水)～25日(木)
受験準備	粉じん	学科 1日	16日(水)			6日(月)		17日(水)
	ダイオキシシン	学科 1日			12日(金)			
	衛生管理者	1種 4日	1日(火)～4日(金)	4日(月)～7日(木)	1日(月)～4日(木)	14日(火)～17日(金)	4日(火)～7日(金)	1日(月)～4日(木)
		2種 3日	1日(火)～3日(木)	4日(月)～6日(水)	1日(月)～3日(水)	14日(火)～16日(木)	4日(火)～6日(木)	1日(月)～3日(水)
		特例 2日	3日(木)～4日(金)	6日(水)～7日(木)	3日(水)～4日(木)	16日(木)～17日(金)	6日(木)～7日(金)	3日(水)～4日(木)
	X線作業主任者	学科 2日				22日(水)～23日(木)		
その他	携帯用丸のこ盤	学科・実技 1日	22日(火)	28日(木)	25日(木)	29日(水)	21日(金)	15日(月)
	職長教育	学科 2日	17日(木)～18日(金)	7日(木)～8日(金)	1日(月)～2日(火)	2日(木)～3日(金)	4日(火)～5日(水)	1日(月)～2日(火)
	安全衛生推進者	学科 2日	24日(木)～25日(金)	25日(月)～26日(火)	24日(水)～25日(木)	21日(火)～22日(水)	17日(月)～18日(火)	15日(月)～16日(火)
	衛生推進者	学科 1日	15日(火)	18日(月)	16日(火)	1日(水)	7日(金)	8日(月)
	安全管理者選任時研修	学科 2日	28日(月)～29日(火)	28日(木)～29日(金)	29日(月)～30日(火)	29日(水)～30日(木)	25日(火)～26日(水)	18日(木)～19日(金)
	衛生管理者能力向上	学科 2日					20日(木)～21日(金)	
	KYT研修	学科 1日	7日(月)	1日(金)	8日(月)	6日(月)	10日(月)	5日(金)
他会場		開催日	22日(火)～25日(金)	26日(火)～27日(水)				3日(水)～4日(木)
		科目・場所	衛生管理者(トラック健保会館)		有機溶剤(八王子労政会館)		安衛推進者(八王子労政会館)	

※申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなります。

※講習会に関する詳細はホームページ又は講習案内をご覧ください。

※八王子会場の講習に関するお問い合わせ・お申し込みは八王子労働基準協会(0426-44-2090)

又は青梅労働基準協会(0428-24-8917)までお願いいたします。

講習に関する詳しい内容・お申し込みはこちらから

(公社)東京労働基準協会連合会

〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1

TEL 03-5678-5556 FAX 03-5678-6433

東基連

検索

印刷業界の環境配慮認定制度「グリーンプリンティング(GP)認定制度」のご案内

グリーンプリンティング(GP)認定制度概要

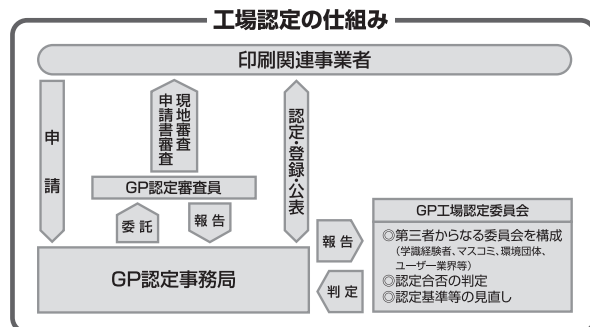
印刷業界団体の代表である日本印刷産業連合会は、印刷工場と印刷製品の環境配慮を推進するため、印刷業界の環境配慮自主基準「印刷サービスグリーン基準」を制定し、達成した印刷工場、印刷製品、印刷資機材を認定するグリーンプリンティング認定制度(GP認定制度)を平成18年から推進しています。

印刷工場の環境配慮－GP工場認定制度

グリーンプリンティング工場認定制度(GP工場認定制度)は、認定基準に基づき客観的な審査によって環境配慮された印刷工場を認定する制度です。認定基準は事業所全体と工程別に決められており、その内容は全てホームページ等で公開されています。

審査・認定は、GP認定審査員が申請書審査と現地審査を行い、その結果を第三者で構成するGP工場認定委員会において審査し、認定を行っています。認定を受けた工場をグリーンプリンティング認定工場(GP認定工場)と言い、3年に1回更新審査を行います。

【実績】GP認定工場は、全国約300工場



印刷資機材の環境配慮－GP資機材認定制度

グリーンプリンティング資機材認定制度(GP資機材認定制度)は、印刷会社が購入・使用する資機材を環境配慮基準に基づき認定する制度です。対象品目は、洗浄剤、含浸型洗浄布、エッチ液、印刷版、現像機、セッター、製版薬品、デジタル印刷機です(平成26年4月現在)。

印刷資機材メーカーからの認定基準適合証明書により、環境配慮度合いの達成点数を算出し、3段階のGPマークが表示されます。認定を受けた資機材は、日本印刷産業連合会のホームページで製品ごとの環境配慮の内容を確認することができます。

【実績】GP資機材認定製品は、約450製品

印刷製品の環境配慮－GP製品認定制度

グリーンプリンティング製品認定制度(GP製品認定制度)は、GP認定工場が製造し、紙、インキ、表面加工材料、製本材料も環境配慮基準を満たした印刷製品にGPマークを表示できる制度です。

GPマークは、製造工程と印刷資材すべてが環境配慮されている、より高度な環境ラベルとして、官公庁の発行物、CSRレポートから一般のパンフレットなどさまざまな印刷製品に表示されています。

【実績】GPマーク付き印刷製品は、約2億8千万部



GP認定制度と作業環境配慮の推進

グリーンプリンティング(GP)認定制度は、印刷業界の環境配慮を推進する総合認定制度ですが、印刷事業場内における従業員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成の促進にもつながるよう配慮しています。

印刷工場の認定制度では、有機溶剤の発散を防止するため容器等の蓋閉めや労働安全衛生管理を基準化し、5S活動を推奨しています。また、資材の購入に当たっては、有害性の考慮を求めています。

資機材の認定制度では、資材メーカーの協力のもと環境配慮、危険有害性の側面から多角的に評価しています。洗浄剤等の認定基準では、「特化則」、「がん原性指針」に非該当及び有機塩素化合物未使用を必須にするとともに、「有機則」に該当・非該当を明確にし、その内容を当連合会ホームページで公開しています。

通達探しに苦労しない！ 条文からすぐに解釈例規が探せる！

膨大な安全衛生法令と解説情報・資料のデジタル化を実現！
法令管理の労力を飛躍的に軽減させる実務者待望のWEBツールです。

安全衛生セレクション

著者：村木宏吉（労働衛生コンサルタント／元神奈川労働局主任労働衛生専門官）他
年間利用料 1ライセンス 定価 本体90,000円＋税

1 多岐にわたる関係法令をWEBで一元管理

多岐にわたる関係法令をWEBで一元管理することにより、情報の収集・理解・加工等の労力や改正のチェック漏れなどのリスクが飛躍的に軽減できます。

2 法令の理解と運用を助ける充実のコンテンツ

膨大な法令をカバーするだけでなく、法令改正の概要、法令解説、各種資料、改正前ニュース、FAQ、相談室など、実務をバックアップする充実のコンテンツを備えていますので、法令管理の経験の多寡にかかわらずご利用いただけます。

3 環境マネジメントにおける法令管理に対応

届出・報告・選任・基準値などの法令要求事項を抽出した「法規制登録簿」を登録。
環境マネジメントシステムの中で安全衛生法令を管理しているケースでもスムーズにご利用いただけます。

【商品概要】

コンテンツ	概要
関係条文集	法令の条文から解釈例規が閲覧可能 労働安全衛生法は逐条解説、ケーススタディも掲載
改正情報	各法令の改正内容を解説
改正前ニュース	審議会等改正前のニュースを紹介
通達集	関係法令に関する通達を収録
法規制登録簿	届出・報告・選任・基準値遵守などの法的要求事項のエッセンスを抽出 (ダウンロード可能)
資料集	安全衛生の関係資料を収録(読本『初歩の労働安全衛生法』、キーワード解説 等)
FAQ	安全衛生関係法令に関する、よくある疑問をQ&A形式で提供
メールマガジン	厚生労働省告示情報や労災ニュース等を定期配信(月1回)

商品の詳細は



第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640



食料品製造現場の労働安全衛生

● 編集・執筆：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部

伊藤史子・鬼木裕之進・森本磨瑛雄・山室栄三 著

● B5判 201頁 ソフトカバー/定価：2916円（本体2700円+消費税8%）送料350円

■本書の内容

食品加工用機械による休業4日以上死傷災害は、年間2000件近く発生しており、他の産業機械による災害に比べて多い状況にある。身体部位の切断で障害が残るものがそのうちの1/4を占めており、職場環境の改善は急務である。

本書は、そうした現場の労働災害防止のコンサルタントが、それぞれの体験をもとに、労働安全衛生法の裏付けを持った職場改善の手法や注意点を記述した。

●主な目次

1. 序論 そもそも労働安全衛生とはなにか：食品衛生と労働安全衛生/安全衛生はなぜ必要か/経営的視点から見た労働安全衛生/法令順守と要点/食品衛生スタッフとライン/安全衛生の考え方/安全枝姿勢を進めるために
2. 食料品製造業の特徴と労働災害の現状-労働災害と労働基準監督署：労働災害とは/厚生労働省の取組み/日米英の労働災害の比較/労働基準監督署とは/労働基準監督署の全国監督実施状況/労働災害事例
3. 食品工場の設備、管理、自主的安全衛生活動：設備/管理/労働災害の原因調査と対応/危険予知訓練/ヒヤリハットから学ぶこと/ヒヤリハット報告と再発防止/自主的安全衛生活動と災害発生率/リスクアセスメント
4. 食料品工場の現場作業から見た労働安全衛生：現場における主な作業/食材および製品の調理に関する現場作業の重要事項/機械・設備および施設等の点検・整備・清掃に関する作業現場の重要事項/有害作業等
5. 惣菜、弁当等を製造する中規模工場で実際に経験した留意点と災害事例：包丁/フライヤー/コンベアー/ミキサー/回転釜/ロール機/ニーダー/スチームコンベクション/マッシャー/スライサー/おにぎり成形機/・・・
6. 労働者の勤務体制と年齢構成から見た労働安全性：食料品製造業の勤務体制/労働者の年齢構成と労働安全性
7. 雇用形態から見た労働安全性：就業規則/派遣労働者/パート・アルバイト・契約社員等/外国人労働者
8. 元方事業者の下請管理：製造業における元方事業者としての関係請負人への指導ポイント
9. 従業員の健康管理：健康診断/メンタルヘルス
10. 快適職場の形成と福利厚生：職場の安全・快適化の必要性/快適職場とは/オフィスの環境衛生基準・・・
11. 安全で健康な職場環境づくりの進め方：安全衛生管理体制/文書・記録の整備/作業標準・作業手順・・・

幸書房 書籍注文用紙 FAX03-3512-0166

「食料品製造現場の労働安全衛生」を _____ 冊 注文します。

フリガナ				取扱い関連 会員割引価格 2500円（税込） 送料300円 2冊以上ご注文は 送料無料
お名前				
勤務先				
ご部署				
ご住所 自宅 勤務先	（〒 — ）			
電話		FAX		

お問合せ先：（株）幸書房 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-17 電話 03-3512-0165 FAX03-3512-0166/